

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各社の創意工夫を尊重しているか、各社に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>関係幹部</u>において、例えば次の点について、保険会社から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅲ－１－４ 財務局との連携等 (１)・(２) [略] (３) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 47 条又は第 49 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>資産運</u>	Ⅲ 保険検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－１－３ 品質管理 検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各社の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を踏まえ、各社の創意工夫を尊重しているか、各社に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、検査・監督事務の品質の確保に努める。 そのため、<u>総合政策局・監督局関係幹部</u>において、例えば次の点について、保険会社から寄せられた意見も踏まえ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。 [略] Ⅲ－１－４ 財務局との連携等 (１)・(２) [略] (３) 上記により委任される事項以外の権限について 令第 47 条又は第 49 条の規定に基づく金融庁長官の権限のうち財務局長に委任されている権限以外の権限に係る認可又は承認等の申請があったときは、事情を調査の上、財務局の意見を付して、<u>監督局</u>

改正後	現 行
<u>用・保険監督局長</u>に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>資産運用・保険監督局担当部門</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。	<u>長</u>に進達することとするほか、当該保険会社に関して参考となる情報があれば、適宜、<u>監督局担当部門</u>に情報提供するなど、密接な連携に努めるものとする。
Ⅲ－１－５ 委任等	Ⅲ－１－５ 委任等
Ⅲ－１－５－２ 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について	Ⅲ－１－５－２ 銀行の営業免許等に係る登録免許税納付額の報告について
銀行の営業免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。	銀行の営業免許等を行う金融庁長官（登記機関）は、登録免許税法第 32 条の規定に基づき、登録免許税法を所管する財務大臣に対し、登録免許税の納付額を通知しなければならない。
したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－１－５－２により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに<u>資産運用・保険監督局</u>に報告するものとする。	したがって、登記機関である金融庁長官が上記の通知を行うために必要となるので、各財務局においては、その年の前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの期間内にした認可等に係る登録免許税の納付件数及び納付額を様式・参考資料編 その他報告等様式集 様式Ⅲ－１－５－２により取りまとめ、これをその年の 4 月末日までに<u>監督局</u>に報告するものとする。
Ⅲ－１－６ 個別保険会社に対する行政報告	Ⅲ－１－６ 個別保険会社に対する行政報告
次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>資産運用・保険監督局長</u>に報告するものとする。	次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。
（１）～（６） [略]	（１）～（６） [略]
Ⅲ－１－７ 災害における金融に関する措置	Ⅲ－１－７ 災害における金融に関する措置

改 正 後	現 行
Ⅲ－１－７－３ 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>資産運用・保険監督局長</u>に報告するものとする。 Ⅲ－１－９ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－１－９－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 Ⅲ. 参考資料〔資料 1〕「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書面を原	Ⅲ－１－７－３ 行政報告 以上のような金融上の諸措置をとったときは、遅滞なく<u>監督局長</u>に報告するものとする。 Ⅲ－１－９ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 Ⅲ－１－９－３ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） ノーアクションレター制度とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず様式・参考資料編 Ⅲ. 参考資料〔資料 1〕「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。 （１）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 財務局所管の金融機関等は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書面を原則として速

改 正 後	現 行
則として速やかに電子メール等により送付する。 <u>〔削除〕</u> (2) 〔略〕 Ⅲ－１－９－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、Ⅲ－１－９－４において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、Ⅲ－１－９－４において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他の主務大	やかに電子メール等により送付する。 <u>（注）財務局においては、照会書面を金融庁監督局総務課に送付する際、原則として審査意見を付するものとする。</u> (2) 〔略〕 Ⅲ－１－９－４ グレーゾーン解消制度 産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第７条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、Ⅲ－１－９－４において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和４年７月１５日経済産業省）（以下、同省による改正後のものを含め、Ⅲ－１－９－４において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。 (1) 照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。 なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が二以上の主務大臣であるときは、他

改 正 後	現 行
臣に対し、その確認を求めるものとする。 (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、Ⅲ－１－９－４において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として１ヵ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間１ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に	の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。 (2) 照会書受領後の流れ 照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、Ⅲ－１－９－４において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。 ①～③ [略] (3) 回答 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口到達してから原則として１ヵ月以内に提出者に対し強化法命令様式第十一による回答書を交付するものとする。 また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間１ヵ月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に

改正後	現 行
通知するものとする。 Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１１ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 保険会社等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる金融モニタリングシステム（FIMOS）（以下「FIMOS」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 （２）金融モニタリングシステム（FIMOS） 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>FIMOS</u>を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理	通知するものとする。 Ⅲ－１－１２ 申請書等を提出するに当たっての留意点 「Ⅲ－１－１１ 書面・対面による手続きについての留意点」を踏まえ、保険会社等による当局への申請・届出等（公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸籍謄本等）を含む。）については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を求めることとする。 なお、公的機関が発行する添付書類については、デジタルカメラ、スキャナ等を用いて記録した事項が不鮮明である等確認に支障がある場合には、原本送付を求めることとする。また、税・手数料等の納付が必要な手続において、電子納付以外により納付を受け付ける場合には、別途、税・手数料等の納付を証する書類の原本送付を求めることとする。 （１）金融庁電子申請・届出システム 保険会社等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。 （２）金融庁業務支援統合システム 業務報告書（中間期にあつては中間業務報告書）については、原則として、<u>統合システム</u>を利用して提出を求めることとする。 Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理

改 正 後	現 行
Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－２－４（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。 （１）特定保険募集人の登録（法第 276 条関係） ①～⑤ [略] ⑥登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。 ア. ～エ. [略] オ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 （ア）・（イ）[略] （ウ）有効期限内の以下の書類の写し	Ⅲ－２－１ 特定保険募集人の登録等事務 特定保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 なお、少額短期保険募集人については、「保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）」（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅲ－２－４（少額短期保険募集人の登録事務）によるものとする。 （１）特定保険募集人の登録（法第 276 条関係） ①～⑤ [略] ⑥登録申請書の添付書類 登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に規定する以下の書類が添付されているか。 なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条の規定に基づく代理申請にあっては、原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社等において常に提出できる状態で保管させるものとする。 ア. ～エ. [略] オ. 規則第 214 条第 1 項第 3 号イに規定する「これに代わる書類」とは以下の書類を、ロに規定する「これらに代わる書類」とは、商業登記簿謄本・抄本等をいう。 （ア）・（イ）[略] （ウ）有効期限内の以下の書類の写し

改正後	現行
運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書</u>、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、<u>在留カード</u>、特別永住者証明書又はマイナンバーカード （注）定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 カ．[略] ⑦～⑩ [略] （２）～（８） [略] 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 [資料１] Ⅲ－１－９ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則	運転免許証、<u>健康保険証に代えて保険者から交付される資格確認書（令和７年１２月１日までに限り健康保険証を含む）</u>、福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、療育手帳等）、年金手帳、旅券（パスポート）、<u>住民基本台帳カード</u>、<u>在留カード</u>、特別永住者証明書又はマイナンバーカード （注）定款は、原本と相違ない旨の記載があるものであれば、原本の写しで差し支えない。 カ．[略] ⑦～⑩ [略] （２）～（８） [略] 様式・参考資料編 Ⅲ 参考資料 [資料１] Ⅲ－１－９ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 関係 金融庁 金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則

改 正 後	現 行
平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。	平成 13 年 3 月 27 日の閣議決定（行政機関による法令適用事前確認手続の導入について）においては、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする」とされ、このため、「上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針」が定められたところである。 金融庁は、この閣議決定を踏まえ、当該手続を本年 7 月 16 日より実施することとし、下記のとおり細則を定めたところである。 記 1. 対象 [略] 2. 照会 （1）照会窓口 照会窓口は、<u>金融庁監督局総務課</u>とし、財務（支）局・沖縄総合事務局所管の金融機関は、財務局等に照会する。財務局等は照会を受けた場合には、<u>金融庁監督局総務課</u>に対し、照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに送付する。

改 正 後	現 行
なお、照会窓口たる<u>金融庁銀行・証券監督局総務課</u>は、下記（３）照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）～（５）[略] ３・４ [略] ５．実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 （改正） ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3.（３）、（５）改正、実施。 ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2.（３）、3.（１）、（３）、（４）改正、実施。 ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記 1.（１）、2.（１）、（２）、（３）、（４）、3.（１）、4. 改正、実施。 ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記 2.（１）、（２）、（３）、（４）、（５）、3.（１）、（２）、（３）改正、実施。 ： <u>令和 8 年 8 月 17 日 上記 2.（１）改正、実施。</u>	なお、照会窓口たる<u>金融庁監督局総務課</u>は、下記（３）照会書の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。 （２）～（５）[略] ３・４ [略] ５．実施時期 平成 13 年 7 月 16 日より実施する。 （改正） ・ 平成 15 年 7 月 4 日 上記 4. 改正、実施。 ・ 平成 16 年 5 月 14 日 上記 3.（３）、（５）改正、実施。 ・ 平成 17 年 10 月 7 日 上記 2.（３）、3.（１）、（３）、（４）改正、実施。 ・ 平成 19 年 7 月 2 日 上記 1.（１）、2.（１）、（２）、（３）、（４）、3.（１）、4. 改正、実施。 ・ 令和 3 年 6 月 30 日 上記 2.（１）、（２）、（３）、（４）、（５）、3.（１）、（２）、（３）改正、実施。 <u>[新設]</u>